

生産行程管理業務規程

平成 29 年 11 月 29 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒 734-0101）

ヒロシマケン クレシトヨハマチョウトヨシマ

広島県呉市豊浜町豊島 4136-22

名称（フリガナ）：

クレトヨシマギョギョウキョウトウカミアイ

呉豊島漁業協同組合

代表者（管理人）の氏名：

タビョウリジクミアイチョウ キタダ クニカズ

代表理事組合長 北田 國一

電話番号：0823-68-2183

ウェブサイトのアドレス：なし

2 農林水産物等の区分

区分名：第 4 類 水産物類

区分に属する農林水産物等：魚類（たちうお）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：豊島タチウオ（トヨシマタチウオ）

4 明細書の変更

生産者団体呉豊島漁業協同組合（以下単に「漁協」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）漁獲対象及び漁場、漁獲方法の確認

「豊島タチウオ」は、漁協に加入する組合員が、豊島沖の海域で釣り上げたタチウオであることを、豊島漁港に水揚げされた時に漁協職員が確認する。

具体的には、浮き桟橋において漁協職員が組合員から発泡スチロール箱に仕分けされたタチウオを直接受取る際に、タチウオが明細書の 6（1）に定める漁獲対象及び漁場の基準、6（2）に示す漁獲の方法と鮮度維持の方法の基準を満たすか否かについて組合員に口頭で確認する。なおその際、他産地のものと区別するため、タチウオ（鮮魚）の上に「豊島タチウオ」の文字・ロゴマーク

入りのビニールパウチが使用してあること、発泡スチロール箱には、釣り上げた組合員の氏名が記載されていることについても漁協職員が確認するものとする。これらの確認終了後、2枚複写の「荷受伝票」により相互に数量等の確認の上、荷受伝票の控えを漁協職員が受け取り、これにチェック印を記入する。

(2) 鮮度維持の方法の確認

豊島漁港に水揚げされたタチウオは、漁協職員が荷さばき施設へ集荷し、6(2)の鮮度維持の方法の基準を満たすか否かについて、1箱ずつ、主に目視により、表皮のキズや剥がれ、腹切れ、尻尾切れなどがないか、また、ビニールパウチをかけた上で氷締めが行われているかを確認する。

(3) 最終製品としての形態の確認

「豊島タチウオ」は、別に定める出荷規格により、サイズ別に分けて箱詰めされていることを目視で確認し、漁協職員が荷受伝票との確認を行った上で、最終製品として「売買仕切書」に数量及び明細書適合性を確認した事を記載し保存する。

6 明細書適合性の指導

- (1) 漁協は、5の確認の際に明細書の生産の方法に記載された各基準を満たさないことが確認されたタチウオについては、地理的表示「豊島タチウオ」及び登録標章を使用させないこととする。ただし、最終製品確認の際に、箱詰めされたタチウオのうち品質の基準に満たないタチウオが認められ、当該基準を満たさないタチウオを除外した場合は除く。また、当該タチウオを出荷した組合員に対し、警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない者については、「豊島タチウオ」としての出荷を一定期間停止することができるものとする。
- (2) 漁協は、明細書や生産行程管理業務規程について、年に一回以上組合員に対して説明の機会を設け、明細書に記載された生産の方法を厳守し、漁法と鮮度保持に留意して取り扱うように指導・啓発を行うものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

漁協は、5(3)の確認の際に、明細書の生産の方法に記載された各基準に適合しているタチウオについてのみ、地理的表示である「豊島タチウオ」及び登録標章が使用されているか否かを確認し、「売買仕切書」に確認した事を記録する。

さらに、以下に記載するタチウオがあるか否かについても確認する。

- ① 明細書の生産の方法に記載された各基準を満たしていないタチウオであるにも係わらず、地理的表示である「豊島タチウオ」を使用しているタチウオ。
- ② 地理的表示である「豊島タチウオ」のみを使用しているタチウオ。
- ③ 登録標章のみを使用しているタチウオ。
- ④ 地理的表示である「豊島タチウオ」に類似する表示又は登録標章に類似する商標若しくはこれらと誤認させる表示が使用されているタチウオ。

8 地理的表示等の使用の指導

漁協は、7の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、釣り上げた組合員に対し警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、当該組合員のタチウオは、「豊島タチウオ」としての出荷を一定期間停止できるものとする。

- ① 明細書の生産方法に記載された各基準を満たしていないタチウオであるにも係わらず、地理的表示である「豊島タチウオ」を使用している場合。
- ② 地理的表示である「豊島タチウオ」のみを使用している場合。
- ③ 登録標章のみを使用している場合。
- ④ 地理的表示である「豊島タチウオ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章若しくはこれらと誤認させる表示が使用されている場合。

また、漁協は、組合員に対し、6に記載する説明の機会に合わせ、地理的表示等の適切な取り扱いを指導するものとする。

9 実績報告書の作成等

漁協は、４月１日から翌年３月３１日までを一年度としており、年度終了後４月末までに以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した
生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
漁協が、出荷時に作成した「売買仕切書」に基づいて集計した、月別・サイズ別の年間
集計表
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

漁協は、前記9において提出した資料及び、「売買仕切書」や「指導の記録」を当組合の事務所（広島県呉市豊浜町豊島4136-22）に、その提出日から5年間保存するものとする。

11 連絡先

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]